

# 報酬規定

平成22年9月18日  
司法書士福重合同事務所

[ ] 登記または供託に関する申請、審査請求または抵当証券の交付の手続きの代理				
種別	報酬			
1. 所有権の登記	課税標準額	報酬額	個数加算	区分建物加算
1-1. 所有権保存 (不動産の個数1個の場合)	1,000万円まで 2,000万円まで 3,000万円まで 4,000万円まで 5,000万円まで 6,000万円まで 7,000万円まで 8,000万円まで 9,000万円まで 1億円まで 以下1,000万円 まで毎に加算	12,620円 15,430円 18,240円 21,050円 23,860円 26,670円 29,480円 32,290円 35,100円 37,910円 2,130円	不動産の 個数が2個 以上の場合 に適用さ れ、1個増 すごとに1 個につき 1,000円を加 算する。 * 付属建物 は1棟を1 個として加 算する。	(1) 敷地権移転登記の 効力ある場合11,260 円を加算する。  (2) その他の場合 4,170円を加算する。  (3) 敷地権の目的たる 土地が2筆以上ある 場合、2筆目から左 記の個数加算をす ることができる。
<p>必要に応じて加減算を要する報酬等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;1&gt;相続加算(7,180円以内)</li> <li>&lt;2&gt;連件一括処理事案加算(基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の加算)</li> <li>&lt;3&gt;登記情報及び登記事項証明書等の請求受領</li> <li>&lt;4&gt;立会料・確認料・旅費・日当等</li> <li>&lt;5&gt;原本還付手続報酬</li> <li>&lt;6&gt;証明書等の申請取得報酬(評価証明書・住所証明書・印鑑証明書・専用住宅証明書・相続を証する書面・等)</li> <li>&lt;7&gt;書面の作成報酬(区分建物の譲渡所・等)</li> <li>&lt;8&gt;簡易度減算(基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の減算)</li> </ul> <p>その他注意すべき事項</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;1&gt;登録免許税法上の非課税事件も課税標準価格のあるものとして取り扱う。</li> <li>&lt;2&gt;囑託人の都合による取下げは、新たな事件の受託と解し、「1-3.更正、抹消、その他」の報酬区分を適用する。</li> <li>&lt;3&gt;連件一括処理事案加算又は簡易度減算をする場合、個数計算は、15%以内の加減算をした後に行う。</li> </ul>				
種別	報酬			
1-2. 所有権移転 (不動産の個数1個の場合)	課税標準額	報酬額	個数加算	区分建物加算
	500万円まで 1,000万円まで 2,000万円まで 3,000万円まで 4,000万円まで 5,000万円まで 6,000万円まで 7,000万円まで 8,000万円まで 9,000万円まで 1億円まで 以下1,000万円 まで毎に加算	21,160円 24,070円 26,880円 29,690円 32,500円 35,310円 38,120円 40,930円 43,740円 46,550円 49,360円 2,130円	不動産の 個数が2個 以上の場合 に適用さ れ、1個増 すごとに1 個につき 1,000円を加 算する。 * 付属建物 は1棟を1 個として加 算する。	(1) 敷地権移転登記の 効力ある場合11,260 円を加算する。  (2) その他の場合 4,170円を加算する。  (3) 敷地権の目的たる 土地が2筆以上ある 場合、2筆目から左 記の個数加算をす ることができる。
<p>必要に応じて加減算を要する報酬等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>&lt;1&gt;相続加算(7,180円以内)</li> <li>&lt;2&gt;連件一括処理事案加算(基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の加算)</li> <li>&lt;3&gt;登記情報及び登記事項証明書等の請求受領</li> <li>&lt;4&gt;立会料・確認料・旅費・日当等</li> </ul>				

- <b>原本還付手続報酬
- <6>証明書等の申請取得報酬（評価証明書・住所証明書・印鑑証明書・専用住宅証明書・相続を証する書面・等）
- <7>書面の作成報酬（契約書・売渡証書・議事録・契約書補充作成・等）
- <8>簡易度減算（基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の減算）

その他注意すべき事項

- <1>登録免許税法上の非課税事件も課税標準価格のあるものとして取り扱う。
- <2>囑託人の都合による取下げは、新たな事件の受託と解し、「1-3.更正、抹消、その他」の報酬区分を適用する。
- <3>連件一括処理事案加算又は簡易度減算をする場合、個数計算は、15%以内の加減算をした後に行う。
- <4>所有権移転仮登記（仮登記の処分も含む）も本表を適用する。

種別	報酬		種別	報酬	
1-3.更正、抹消、その他	個数	報酬額	1-4.名義人表示変更、更正	個数	報酬額
	1	16,990円		1	7,080円
	2	17,960円		2	8,050円
	3	18,930円		3	9,020円
	4	19,990円		4	9,990円
	5	20,870円		5	10,960円
	6	21,840円		6	11,930円
	7	22,810円		7	12,900円
	8	23,780円		8	13,870円
	9	24,750円		9	14,840円
	10	25,720円	10	15,810円	

個数加算 不動産の個数が2個以上の場合に適用され1個増すごとに1個につき970円加算する。付属建物は1棟を1個として加算する。

必要に応じて加減算を要する報酬等

- <1>相続加算（7,180円以内）
- <2>連件一括処理事案加算（基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の加算）
- <3>登記情報及び登記事項証明書等の請求受領
- <4>立会料・確認料・旅費・日当等
- <5>原本還付手続報酬
- <6>証明書等の申請取得報酬（住所証明書・印鑑証明書・変更証明書・相続を証する書面・等）
- <7>書面の作成報酬（契約書・議事録・契約書補充作成・等）
- <8>簡易度減算（基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の減算）

その他注意すべき事項

- <1>所有権登記名義人表示変更・更生登記において単独の物件と共有の物件について便宜一件で申請する場合又は、別件で申請する場合、2件分として計算できる。ただし、この場合2件目は簡易度減算をした額を加算する。
- <2>囑託人の都合による取下げは、新たな事件の受託と解し、「1-3.更正、抹消、その他」の報酬区分を適用する。
- <3>連件一括処理事案加算又は簡易度減算をする場合、個数計算は、15%以内の加減算をした後に行う。

2. 所有権以外の登記	課税標準額	報酬額	個数加算
2-1.用益権又は担保権の設定若しくは債権額の増加（不動産の個数1個の場合） 〔共同根抵当権は2-2表〕	500万円まで	19,120円	不動産の個数が2個以上の場合に適用され1個増すごとに1個につき1,000円を加算する。 *付属建物は1棟を1個として加算する。
	1,000万円まで	21,840円	
	5,000万円まで	28,930円	
	1億円まで	36,010円	
	2億円まで	44,450円	
	3億円まで	52,890円	
	4億円まで	61,330円	
5億円まで	69,770円		
	以下1億円までごとに加算	8,440円	管轄の異なる共同担保 管轄の異なる共同担保事件においては、初めて行う申請分については、初めて行う申請分について本規定が適用されるが、他の管轄とする申請分は、の報酬額の15%を減じた額を加算する。

必要に応じて加減算を要する報酬等

- <1>相続加算（7,180円以内）
- <2>連件一括処理事案加算（基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の加算）
- <3>登記情報及び登記事項証明書等の請求受領

- <4>立会料・確認料・旅費・日当等
- <5>原本還付手続報酬
- <6>証明書等の申請取得報酬（印鑑証明書・資格証明書・その他の証明書）
- <7>書面の作成報酬（契約書・議事録・承諾書・同意書・契約書補完作成・等）
- <8>簡易度減算（基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の減算）

その他注意すべき事項

- <1>数個の物件を目的とする根抵当権設定仮登記は、「2-1. 用益権又は担保権の設定若しくは債権額の増加」の表が適用されるが、2件目以降の申請分については、1件につき の報酬額の15%を減じた額を加算する。
- <2>登録免許税法上の非課税事件も課税標準価格のあるものとして取り扱う。
- <3>囑託人の都合による取下げは、新たな事件の受託と解し、「2-4. 変更、更生、抹消、その他」の報酬区分を適用する。
- <4>連件一括処理事案加算又は簡易度減算をする場合、個数計算は、15%以内の加減算をした後に行う。
- <5>本表が適用される登記の仮登記（仮登記の処分を含む）も本表を適用する。

種別	課税標準額	報酬額	個数加算
2-2. 共同根抵当権の設定・等 (不動産の個数1個の場合)	500万円まで	27,560円	不動産の個数が2個以上の場合に適用され1個増すごとに1個につき2,000円を加算する。 * 付属建物は1棟を1個として加算する。
	1,000万円まで	30,280円	
	5,000万円まで	37,370円	
	1億円まで	44,450円	
	2億円まで	52,890円	
	3億円まで	61,330円	
	4億円まで	69,770円	
5億円まで	78,210円	管轄の異なる共同担保 管轄の異なる共同担保事件においては、初めて行う申請分については本規定が適用されるが、他の管轄とする申請分は、 の報酬額の15%を減じた額を加算する。	
以下1億円まで ごとに加算	8,440円		

必要に応じて加減算を要する報酬等

- <1>相続加算（7,180円以内）
- <2>連件一括処理事案加算（基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の加算）
- <3>登記情報及び登記事項証明書等の請求受領
- <4>立会料・確認料・旅費・日当等
- <5>原本還付手続報酬
- <6>証明書等の申請取得報酬（印鑑証明書・資格証明書・その他の証明書）
- <7>書面の作成報酬（契約書・議事録・承諾書・同意書・契約書補完作成・等）
- <8>簡易度減算（基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の減算）

その他注意すべき事項

- <1>物件個数1個の報酬は、1個を追加設定する場合に適用される。当初の根抵当権設定等で物件個数1個の場合は、前項の「2-1. 用益権又は担保権の設定若しくは債権額の増加」の表が適用される。
- <2>本表が適用されるのは、共同根抵当権の設定（追加を含む）、分割譲渡、旧根抵当権の分離登記。
- <3>登録免許税法上の非課税事件も課税標準価格のあるものとして取り扱う。
- <4>囑託人の都合による取下げは、新たな事件の受託と解し、「2-4. 変更、更生、抹消、その他」の報酬区分を適用する。
- <5>連件一括処理事案加算又は簡易度減算をする場合、個数計算は、15%以内の加減算をした後に行う。
- <6>数個の物件を目的とする根抵当権設定仮登記は、前項の「2-1. 用益権又は担保権の設定若しくは債権額の増加」の表が適用されるが、2件目以降の申請分については、1件につき の報酬額の15%を減じた額を加算する。

種別	報酬		本表が適用される登記の例
	個数	報酬額	
2-3. 処分・移転	1	15,530円	イ. 抵当権の順位変更 ロ. 抵当権の移転 ハ. 抵当付債券の質入 ニ. 抵当権のみの譲渡、放棄 ホ. 抵当権の順位譲渡、順位放棄 ヘ. 根抵当権の順位変更 ト. 根抵当権の確定債権全部の質入 チ. 確定した根抵当権の譲渡、放棄 リ. 確定した根抵当権の順位の譲渡、順位の変更 ヌ. 根抵当権者の相続又は合併による移転 ル. 根抵当権者の相続の場合の合意 ヲ. 根抵当権の債務者の相続の場合の合意 ワ. 根抵当権の全部譲渡、一部譲渡による移転 カ. 根抵当権の共有者の権利の譲渡による移転 ヨ. 根抵当権の共有者の優先の定めと定めの変更 タ. 質権の移転、質権の処分 レ. 先取特権の移転 ソ. 地上権の移転 ツ. 賃借権の移転、転貸
	2	16,500円	
	3	17,470円	
	4	18,440円	
	5	19,410円	
	6	20,380円	
	7	21,350円	
	8	22,320円	
	9	23,290円	
	10	24,260円	

個数加算 不動産の個数が2個以上の場合に適用され1個増すごとに1個につき970円加算する。  
付属建物は1棟を1個として加算する。

必要に応じて加減算を要する報酬等

<1>相続加算（7,180円以内）  
 <2>連件一括処理事案加算（基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の加算）  
 <3>登記情報及び登記事項証明書等の請求受領  
 <4>立会料・確認料・旅費・日当等  
 <5>原本還付手続報酬  
 <6>証明書等の申請取得報酬（住所証明書・印鑑証明書・変更証明書・相続を証する書面・等）  
 <7>書面の作成報酬（契約書・議事録・契約書補完作成・等）  
 <8>簡易度減算（基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の減算）

その他注意すべき事項

<1>数個の担保権の処分・移転を1件で申請する場合、担保権1個ごとに1件として報酬計算をする。ただし、1個を超える担保権については、2個目から1個について簡易度計算をした額を加算する。  
 <2>登録免許税法上の非課税事件も課税標準価格のあるものとして取り扱う。  
 <4>囑託人の都合による取下げは、新たな事件の受託と解し、「2-4.変更、更生、抹消、その他」の報酬区分を適用する。  
 <5>連件一括処理事案加算又は簡易度減算をする場合、個数計算は、15%以内の加減算をした後に行う。

種別	報酬		種別	報酬	
2-4.変更・更生・抹消・その他	個数	報酬額	2-5.登記名義人表示変更・更生	個数	報酬額
	1	8,440円		1	7,080円
	2	9,410円		2	8,050円
	3	10,380円		3	9,020円
	4	11,350円		4	9,990円
	5	12,320円		5	10,960円
	6	13,290円		6	11,930円
	7	14,260円		7	12,900円
	8	15,230円		8	13,870円
	9	16,200円		9	14,840円
	10	17,170円		10	15,810円

個数加算 不動産の個数が2個以上の場合に適用され1個増すごとに1個につき970円加算する。  
付属建物は1棟を1個として加算する。

必要に応じて加減算を要する報酬等

<1>相続加算（7,180円以内）  
 <2>連件一括処理事案加算（基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の加算）  
 <3>登記情報及び登記事項証明書等の請求受領  
 <4>立会料・確認料・旅費・日当等  
 <5>原本還付手続報酬  
 <6>証明書等の申請取得報酬（住所証明書・印鑑証明書・変更証明書・相続を証する書面・等）  
 <7>書面の作成報酬（契約書・議事録・契約書補完作成・等）  
 <8>簡易度減算（基本報酬及び手続報酬の合計額に15%以内の減算）

その他注意すべき事項

<1>数個の担保権の変更・更生・抹消・登記名義人表示変更を1件で申請する場合、担保権1個ごとに1件として報酬計算をする。ただし、1個を超える担保権については、2個目から1個について簡易度計算をした額を加算する。  
 <2>登録免許税法上の非課税事件も課税標準価格のあるものとして取り扱う。  
 <3>囑託人の都合による取下げは、新たな事件の受託と解し、「2-4.変更、更生、抹消、その他」の報酬区分を適用する。  
 <4>連件一括処理事案加算又は簡易度減算をする場合、個数計算は、15%以内の加減算をした後に行う。